

## 第一級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A-1 次の記述は、無線局の落成後の検査について、電波法（第10条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第8条（予備免許）の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（第39条（無線設備の操作）第3項に規定するAの要件、第48条の2（船舶局無線従事者証明）第1項の船舶局無線従事者証明及び第50条（遭難通信責任者の配置等）第1項に規定する遭難通信責任者の要件に係るもの）を含む。）及び員数並びにB（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録点検事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、そのCを省略することができる。

注1 登録点検事業者とは、電波法第24条の2（点検事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 主任無線従事者	時計及び書類	一部
2 主任無線従事者	無線業務日誌	検査
3 無線従事者の配置	無線業務日誌	一部
4 無線従事者の配置	時計及び書類	検査

A-2 次の記述は、無線局に関する情報の公表等について、電波法（第25条）の規定に沿って述べたものである。

□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の免許又は電波法第27条の18（登録）第1項の登録をしたときは、総務省令で定める無線局を除き、その無線局の免許状又は電波法第27条の22（登録状）第1項の登録状に記載された事項のうち、総務省令で定めるものをインターネットの利用その他の方法により公表する。
- ② ①の規定により公表する事項のほか、総務大臣は、A場合その他総務省令で定める場合に必要とされるBに関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるものを提供することができる。
- ③ ②の規定に基づき情報の提供を受けた者は、当該情報をCの目的のために利用し、又は提供してはならない。

A	B	C
1 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	電波の有効利用	第三者の利用
2 電波の能率的な利用に関する研究を行う	混信又は輻輳	第三者の利用
3 電波の能率的な利用に関する研究を行う	電波の有効利用	②の調査の用に供する目的以外
4 自己の無線局の開設又は周波数の変更をする	混信又は輻輳	②の調査の用に供する目的以外

A-3 次の記述は、無線局の免許の有効期間について、電波法（第13条）及び電波法施行規則（第7条及び第9条）の規定に沿つて述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許の有効期間は、免許の日から起算して □A□ を超えない範囲内において総務省令で定める。ただし、再免許を妨げない。
- ② 903メガヘルツから905メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が5ワット以下である無線局であって、適合表示無線設備のみを使用するものの免許の有効期間は、①の規定にかかわらず、10年とする。
- ③ 義務船舶局及び義務航空機局の免許の有効期間は、①の規定にかかわらず、□B□ とする。
- ④ ①の総務省令で定める免許の有効期間は、次の無線局の種別に従い、それぞれに定めるとおりとする。
- |                            |                      |
|----------------------------|----------------------|
| (1) 放送局（臨時目的放送を専ら行うものに限る。) | 当該放送の目的を達成するために必要な期間 |
| (2) 放送試験局                  | 2年                   |
| (3) 放送試験衛星局                | 2年                   |
| (4) 特定実験局（注）               | □C□                  |
- 注 総務大臣が公示する周波数、当該周波数の使用が可能な地域及び期間並びに空中線電力の範囲内で開設するものをいう。
- |             |     |
|-------------|-----|
| (5) 実用化試験局  | 2年  |
| (6) その他の無線局 | □A□ |
- ⑤ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、次に掲げる場合は、④に規定する期間に満たない期間を免許の有効期間とすることができます。
- (1) 免許の申請者が、電波法施行規則第7条から第8条までに規定する期間に満たない免許の有効期間を申請しているとき。
  - (2) 電波法第26条第1項に規定する □D□ により周波数を割り当てることが可能な期間が電波法施行規則第7条から第8条までに規定する期間に満たないとき。

	A	B	C	D
1	5年	20年	2年	放送用周波数使用計画
2	5年	無期限	当該周波数の使用が可能な期間	周波数割当計画
3	3年	20年	当該周波数の使用が可能な期間	放送用周波数使用計画
4	3年	無期限	2年	周波数割当計画

A-4 次の記述のうち、電波法（第34条）の規定により、義務船舶局の無線設備（総務省令で定めるものを除く。）を設ける場所の要件として規定するものに該当しないものを、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 当該無線設備の機能に障害を及ぼすおそれのある水、温度その他の環境の影響を受けない場所であること。
- 2 当該無線設備の操作に際し、機械的原因、電気的原因その他の原因による妨害を受けることがない場所であること。
- 3 義務船舶局に備えなければならないすべての無線設備は、航海船橋において操作することができるものが設けられていること。
- 4 当該無線設備につきできるだけ安全を確保することができるよう、その場所が当該船舶において可能な範囲で高い位置にあること。

A-5 次の表の記述は、電波の型式の記号表示とその内容を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、その記号と内容が適合しないものを下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式 の 内 容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	C 3 F	振幅変調で残留側波帯	アナログ信号である单一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
2	F 2 B	角度変調で周波数変調	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	電信（自動受信を目的とするもの）
3	G 1 B	角度変調で位相変調	デジタル信号である单一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの	電信（自動受信を目的とするもの）
4	J 3 E	振幅変調で抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である单一チャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）

A-6 次の記述は、義務船舶局の無線設備の機器について、電波法（第33条及び第35条）及び電波法施行規則（第28条の4及び第29条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局の無線設備には、総務省令で定める船舶及び航行区域の区分に応じて、送信設備及び受信設備の機器、  
A の機器、船舶の航行の安全に関する情報を受信するための機器その他の総務省令で定める機器を備えなければならない。  
② 義務船舶局等(注)の無線設備については、総務省令で定めるところにより、次の措置のうち一又は二の措置をとらなければならない。ただし、総務省令で定める無線設備については、この限りでない。  
注 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。
- (1) 予備設備を備えること。  
(2) その船舶の入港中に定期に点検を行い、並びに B に整備のために必要な計器及び予備品を備えること。  
(3) その船舶の航行中に行う整備のために必要な計器及び予備品を備え付けること。  
③ ②により、義務船舶局等の無線設備についてとらなければならない措置は、次のとおりとする。  
(1) 旅客船又は総トン数 C トン以上の船舶であって、国際航海に従事するもの（A1海域のみを航行するもの並びにA1海域及びA2海域のみを航行するものを除く。）の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち D  
(2) (1)以外の義務船舶局等の無線設備については、②の措置のうち一の措置  
④ ②のただし書の総務省令で定める無線設備は、次のとおりとする。  
(1) A1海域のみを航行する船舶並びにA1海域及びA2海域のみを航行する船舶（旅客船を除く。）であって、国際航海に従事しないものの義務船舶局等の無線設備  
(2) その他総務大臣が別に告示する無線設備

A	B	C	D
1 遭難自動通報設備	停泊港	300	二の措置
2 遭難自動通報設備	特定港	500	一又は二の措置
3 船舶自動識別装置	停泊港	500	二の措置
4 船舶自動識別装置	特定港	300	一又は二の措置

A-7 次の記述は、船舶自動識別装置の定義及びその一般的条件について、電波法施行規則（第2条）及び無線設備規則（第45条の3の4）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の □ 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「船舶自動識別装置」とは、船舶局又は海岸局の無線設備であって、船舶の船名、位置、針路、速度その他の情報を船舶局相互間又は船舶局と海岸局との間において自動的に送受信する機能を有するものをいう。  
② F1D電波を使用する A 方式による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局であって、無線通信規則付録第18号の表に掲げる周波数の電波を使用するものの無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。  
(1) 無線通信規則付録第18号に規定する B 動作する周波数選択機能及び周波数切替え機能を有すること。  
(2) (1)の周波数切替機能は、手動入力、 A 方式若しくはデジタル選択呼出装置による海岸局からの制御又は自船に施設する他の設備からの制御により行うことができる。  
(3) 地上無線航法装置又は衛星無線航法装置からの測位情報を C の単位で処理することができる。  
(4) 他の船舶又は海岸局に対し自動的、かつ、連続的に情報を送信できること。  
(5) 船舶の静的情報（船舶を識別する固有の情報をいう。）、動的情報（船舶の動きに関する情報を航海中に自動的に更新されるものをいう。）及び航行関連情報（航海中に手動で更新する情報をいう。）を送信することができる。  
(6) 必要に応じて D を送信することができる。

A	B	C	D
1 周波数分割多元接続	遭難、安全及び呼出しの周波数で	5万分の1分	音声情報
2 時分割多元接続	遭難、安全及び呼出しの周波数で	1万分の1分	文字情報
3 周波数分割多元接続	周波数の全域において	5万分の1分	音声情報
4 時分割多元接続	周波数の全域において	1万分の1分	文字情報

A-8 次に掲げる無線設備の操作のうち、第一級総合無線通信士の資格を有する無線従事者が行うことができる無線設備の操作に該当しないものはどれか。電波法施行令(第3条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 超短波放送を行う放送局の空中線電力2キロワットの無線設備の技術操作
- 2 航空機に施設する無線設備の操作
- 3 船舶局の空中線電力2キロワットの無線設備の操作
- 4 テレビジョン放送局の空中線電力1キロワットの無線設備の技術操作

A-9 次の記述は、海上移動業務及び航空移動業務等の無線局の無線設備の操作について、電波法(第39条)及び電波法施行規則(第34条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 電波法第40条(無線従事者の資格)の定めるところにより無線設備の操作を行うことができる無線従事者(義務船舶局等(注1)の無線設備であって総務省令で定めるものの操作については、第48条の2第1項の船舶局無線従事者証明を受けている無線従事者。以下同じ。)以外の者は、無線局の□Aを行う者(以下「主任無線従事者」という。)として選任された者であって③の規定によりその選任の届出がされたものにより監督を受けなければ、無線局の無線設備の操作を行ってはならない(注2)。ただし、船舶又は航空機が航行中であるため無線従事者を補充することができないとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

注1 義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。

注2 簡易な操作であって総務省令で定めるものを除く。

- ② □Bの操作その他総務省令で定める無線設備の操作は、①の本文の規定にかかわらず、電波法第40条の定めるところにより、無線従事者でなければ行ってはならない。
- ③ 無線局の免許人は、主任無線従事者を選任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ④ ②の総務省令で定める無線設備の操作は、次のとおりとする。
- (1) 海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で遭難通信、緊急通信又は安全通信に関するもの
  - (2) 航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で遭難通信又は緊急通信に関するもの
  - (3) 航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる通信の連絡の設定及び終了に関するもの(自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。)  
ア □Cに関する通信  
イ 航空機の□Dに関する通信  
ウ 気象通報に関する通信(イに掲げるものを除く。)

A	B	C	D
1 管理及び監督	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	無線標定	安全運航
2 無線設備の操作の監督	無線電信	無線標定	正常運航
3 無線設備の操作の監督	モールス符号を送り、又は受ける無線電信	無線方向探知	安全運航
4 管理及び監督	無線電信	無線方向探知	正常運航

A-10 次の記述は、海岸局及び船舶局の運用について述べたものである。電波法(第62条)及び無線局運用規則(第22条)の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- 2 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。
- 3 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、直ちにその呼出しを中止しなければならない。無線設備の機器の試験又は調整のための電波の発射についても同様とする。
- 4 船舶局は、自局の呼出しが他の既に行われている通信に混信を与える旨の通知を受けた場合であって、入港直前のときには、その旨を通知して運用を継続することができる。

A-11 次の記述は、航空機局の運用について、電波法(第70条の2)及び無線局運用規則(第142条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 航空機局の運用は、その航空機の **A** に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①のただし書の規定により **A** 以外の航空機の航空機局を運用することができる場合は、次のとおりとする。
- (1) 無線通信によらなければ他に連絡手段がない場合であって、**B** 通報を **C** に送信するとき。
- (2) 総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)が行う無線局の検査に際してその運用を必要とするとき。

A	B	C
1 航行中	急を要する	航空交通管制の機関
2 航行中	航空機の安全運航に関する	航空移動業務の無線局
3 航行中及び航行の準備中	航空機の安全運航に関する	航空交通管制の機関
4 航行中及び航行の準備中	急を要する	航空移動業務の無線局

A-12 次の記述は、海上移動業務における無線電話による試験電波の発射について、無線局運用規則(第39条、第14条及び第18条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に **A** の周波数及びその他必要と認める周波数によって聽守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信し、更に **B** 聽守を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、**C** を超えてはならない。
- (1) ただ今試験中 3回
- (2) こちらは 1回
- (3) 自局の呼出名称 3回
- ② ①の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聽守を行い、他の無線局から **D** がないかどうかを確かめなければならない。

A	B	C	D
1 自局の発射しようとする電波	1分間	10秒間	停止の要求
2 遭難通信に使用する電波	3分間	30秒間	停止の要求
3 自局の発射しようとする電波	3分間	30秒間	混信を受けている旨の通知
4 遭難通信に使用する電波	1分間	10秒間	混信を受けている旨の通知

A-13 衛星非常用位置指示無線標識の通報等を受信した無線局のとるべき措置に関する次の記述のうち、無線局運用規則(第81条の7、第171条の3及び第171条の5)の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 海岸局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機の通報を受信したときは、遅滞なく、これを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 2 船舶局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報、捜索救助用レーダートランスポンダの通報又は航空機用救命無線機の通報を受信したときは、直ちにこれを船舶の責任者に通知しなければならない。
- 3 航空局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機の通報を受信したときは、直ちにこれを海上保安庁その他の救助機関に通報しなければならない。
- 4 航空機局は、衛星非常用位置指示無線標識の通報又は航空機用救命無線機の通報を受信したときは、直ちにこれを航空交通管制の機関に通報しなければならない。

A-14 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信を行う場合を除き、海上移動業務におけるデジタル選択呼出通信の呼出しについて、無線局運用規則(第58条の4及び第58条の5)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 呼出しは、次に掲げる事項を送信するものとする。

- (1) □A
- (2) 相手局の識別表示
- (3) 通報の種類
- (4) □B
- (5) 通報の型式
- (6) 通報の周波数等(必要がある場合に限る。)
- (7) 終了信号

② 海岸局における呼出しは、45秒間以上の間隔を置いて2回送信することができる。

③ 船舶局における呼出しは、□C以上の間隔を置いて2回送信することができる。これに応答がないときは、少なくとも□Dの間隔を置かなければ、呼出しを再開してはならない。

	A	B	C	D
1	選択呼出番号	自局の識別信号	3分間	10分間
2	呼出しの種類	自局の識別信号	5分間	15分間
3	呼出しの種類	相手局の信号符字	3分間	10分間
4	選択呼出番号	相手局の信号符字	5分間	15分間

A-15 次の記述は、緊急通信について、電波法(第52条及び第67条)及び無線局運用規則(第93条)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 緊急通信とは、船舶又は航空機が重大かつ急迫の危険に□A場合その他緊急の事態が発生した場合に緊急信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。
- ② 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局(以下「海岸局等」という。)は、□Bに次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ③ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Bを行う場合を除き、その通信が□Cまでの間(総務省令で定める場合には、少なくとも3分間)継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ④ ③の総務省令で定める場合は、□Dによる緊急信号を受信した場合とする。
- ⑤ □Dによる緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。
- ⑥ ⑤の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、⑤の規定にかかわらず緊急通信に使用している周波数以外の周波数の電波により通信を行うことができる。

	A	B	C	D
1	陥った	遭難通信	終了する	モールス無線電信又は無線電話
2	陥るおそれがある	非常通信	終了する	デジタル選択呼出装置
3	陥った	非常通信	自局に関係のないことを確認する	デジタル選択呼出装置
4	陥るおそれがある	遭難通信	自局に関係のないことを確認する	モールス無線電信又は無線電話

A-16 次の記述は、遭難警報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の5）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して送信された遭難警報若しくは遭難警報の中継又は電波法施行規則第36条の2（遭難通信等）第1項第4号に定める方法により送信された遭難警報の中継を受信したときは、直ちにこれをその□Aに通知しなければならない。
- ② 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯以外の周波数の電波により送信された遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によっては海岸局と通信を行うことができない海域にあり、かつ、当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるときは、遅滞なく、これに応答し、かつ、当該遭難警報を□Bに通報しなければならない。
- ③ 船舶局は、②の遭難警報を受信した場合において、当該遭難警報に使用された周波数の電波によって海岸局と通信を行うことができない海域にあるとき以外のとき、又は当該遭難警報が付近にある船舶からのものであることが明らかであるとき以外のときは、当該遭難警報を受信した周波数で□Cを行わなければならない。
- ④ 船舶局は、デジタル選択呼出装置を使用して短波帯の周波数の電波により送信された遭難警報を受信したときは、これに□Dならない。この場合において、当該船舶局は、当該遭難警報を受信した周波数で聽守を行わなければならない。

A	B	C	D
1 主任無線従事者	通信可能な範囲にある他の船舶局	聽守	応答しなければ
2 船舶の責任者	通信可能な範囲にある他の船舶局	遭難警報の中継	応答しなければ
3 船舶の責任者	適当な海岸局	聽守	応答しては
4 主任無線従事者	適当な海岸局	遭難警報の中継	応答しては

A-17 次の記述は、総務大臣に対する報告について述べたものである。電波法（第80条、第81条及び第81条の2）の規定に照らし、誤っているものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の免許人又は登録人は、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 2 無線局の免許人又は登録人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。
- 3 総務大臣は、無線通信の秩序の維持その他無線局の適正な運用を確保するため必要があると認めるときは、免許人又は登録人に対し、無線局に關し報告を求めることができる。
- 4 無線局の免許人は、無線局が外国において、当該国の主管庁による検査を受けたときは、総務省令で定める手続により、総務大臣に報告しなければならない。

A-18 次の記述は、無線局の免許の取消し等について、電波法（第76条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、免許人が電波法、放送法若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、□Aの期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、又は期間を定めて運用許容時間、□Bを制限することができる。
- ② 総務大臣は、免許人（包括免許人を除く。）が次のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。
- (1) 正当な理由がないのに、無線局の運用を引き続き□C以上休止したとき。
- (2) 不正な手段により無線局の免許若しくは電波法第17条の許可を受け、又は第19条の規定による指定の変更を行わせたとき。
- (3) ①の規定による命令又は制限に従わないとき。
- (4) 免許人が第5条（欠格事由）第3項第1号に該当するに至ったとき。

A	B	C
1 6箇月以内	周波数若しくは空中線電力	3箇月
2 3箇月以内	周波数若しくは空中線電力	6箇月
3 3箇月以内	周波数、空中線電力、通信の相手方若しくは通信事項	3箇月
4 6箇月以内	周波数、空中線電力、通信の相手方若しくは通信事項	6箇月

A-19 次の記述は、遭難の呼出し及び通報並びに虚偽の遭難信号等について、国際電気通信連合憲章（第46条及び第47条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、□A受信し、同様にこの通報に応答し、及び直ちに必要な措置をとる義務を負う。
- ② 構成国は、虚偽の遭難信号、緊急信号、安全信号又は□Bの伝送又は流布を防ぐために有用な措置をとること並びにこれらの信号を発射する□C探知し及び識別するために協力することを約束する。

A	B	C
1 絶対的優先順位において	識別信号	自国の管轄の下にある局を
2 速やかにこれを	緊急信号	自国の管轄の下にある局を
3 速やかにこれを	識別信号	いずれの国の管轄の下にある局をも
4 絶対的優先順位において	緊急信号	いずれの国の管轄の下にある局をも

A-20 次の記述は、全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)の下での無線通信要員の資格証明のための最小限の要件について、1978年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約(附属書第4章第4-2規則)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に参加することを要求される船舶において無線通信の任務を担当し又は遂行する者は、□Aの発給し又は承認した全世界的な海上遭難安全制度(GMDSS)に関する適当な証明書を受有しなければならない。
- ② 1974年の海上における人命の安全のための国際条約(改正を含む。)により□Bを備えることが要求される船舶において業務を行うため、この第4-2規則の規定に基づき資格証明を得ようとする者は、更に次の要件を満たさなければならない。
- (1) 18歳以上であること。
- (2) 承認された□C、かつ、STCWコードA部第4-2節に規定する能力の基準を満たすこと。

A	B	C
1 無線通信規則に基づき主管庁	救難設備	実務経験を有し
2 自国の法令に基づき所管官庁	救難設備	教育及び訓練を修了し
3 無線通信規則に基づき主管庁	無線設備	教育及び訓練を修了し
4 自国の法令に基づき所管官庁	無線設備	実務経験を有し

B-1 次の記述は、目的外使用の禁止等について、電波法(第52条から第55条まで)の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項(放送をする無線局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。)については放送事項)の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次に掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) □ア (5) 放送の受信
- (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、□イ、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、□ウについては、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の定めるところによらなければならない。ただし、□ウについては、この限りでない。
- (1) 免許状又は登録状に□エであること。
- (2) 通信を行うため□オであること。
- ④ 無線局は、免許状に記載された運用許容時間内でなければ、運用してはならない。ただし、①の(1)から(6)までに掲げる通信を行う場合及び総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 1 必要最小のもの 2 無線設備の工事設計 3 遭難通信 4 無線設備の設置場所  
5 災害対策に関する通信 6 記載されたものの範囲内 7 十分なもの 8 非常通信  
9 記載されたところのもの 10 遭難通信、緊急通信及び安全通信

B-2 次に掲げる書類のうち、電波法(第60条)及び電波法施行規則(第38条)の規定に照らし、国際通信を行う船舶局に備え付けておかなければならぬ書類に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線検査簿
- イ 無線業務日誌
- ウ 電波法及びこれに基づく命令の集録
- エ 国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約
- オ 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧

B-3 次の記述は、船舶保安警報装置及び当該装置の備え付けについて、電波法施行規則(第2条及び第28条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「船舶保安警報」とは、ア 場合に送信する通報であって、当該行為によって、当該イ ことを示す情報その他の情報からなるものをいう。
- ② 義務船舶局のある船舶のうち、旅客船であってウ に従事するもの及び総トン数エ トン以上の旅客船以外の船舶であってウ に従事するもの(総務大臣が別に告示するものを除く。)の義務船舶局の無線設備には、電波法施行規則第28条第1項及び第2項に規定する船舶及び航行区域の区分に応じて備えなければならない機器のほか、船舶保安警報装置(オ に対して船舶保安警報を伝送できることその他総務大臣が別に告示する要件を満たす機器をいう。)を備えなければならない。ただし、電波法施行規則第28条第1項及び第2項の機器により、当該要件を満たすことができる場合は、この限りでない。

- 1 海岸局又は海岸地球局 2 船舶の安全が脅かされている 3 国際航海 4 500 5 300
- 6 船舶に危害を及ぼす行為が発生した 7 船舶が重大な危険に陥った 8 海上保安庁
- 9 A3海域を航行し、かつ、国際航海 10 海域に航行の安全に対する危険が存在する

B-4 次の記述は、電気通信の秘密について、国際電気通信連合憲章(第37条)の規定に、無線通信の秘密について国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則(第17条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 構成国は、国際通信の秘密を確保するため、使用される電気通信のア 措置をとることを約束する。
- ② もっとも、構成国は、イ を確保するため、国際通信に関し、権限のある当局に通報する権利を留保する。
- ③ 主管庁は、条約の関連規定を適用するに当たり、次の事項を禁止し、及び防止するために必要な措置を執ることを約束する。
  - (1) 公衆の一般的利用を目的としていない無線通信をウ 傍受すること。
  - (2) (1)にいう無線通信の傍受によって得られたエ について、ウ 、その内容若しくは単にその存在を漏らし、又はそれをオ すること。

- 1 公表若しくは利用 2 特定の情報 3 許可なく 4 システムを改善する 5 密かに
- 6 窃用 7 すべての種類の情報 8 自国が締約国である国際条約の実施
- 9 システムに適合するすべての可能な 10 国内法令の適用又は自国が締約国である国際条約の実施

B-5 次の記述は、1974年の海上における人命の安全のための国際条約（改正を含む。（附属書第4章第2規則））に規定されている定義に沿って述べたものである。□内に入れるべき適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「A 1 海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□イ海岸局の無線電話の通信圏内の区域であって締約政府が定めるものをいう。
- ② 「A 2 海域」とは、□アの警報を継続して利用し得る少なくとも1の□ウ海岸局の無線電話の通信圏内の区域（A 1 海域を除く。）であって締約政府が定めるものをいう。
- ③ 「A 3 海域」とは、警報を継続して利用し得る□エの通信圏内の区域（A 1 海域及びA 2 海域を除く。）をいう。
- ④ 「A 4 海域」とは、□オの区域をいう。

- 1 UHF 2 MF 3 HF 4 VHF 5 すべての海域 6 海岸地球局  
7 デジタル選択呼出し 8 狹帯域直接印刷電信 9 インマルサット静止衛星  
10 A 1 海域、A 2 海域及びA 3 海域以外